

一 当用漢字表（国語審議会）

昭和二十一年十一月十六日、内閣告示第三十二号・同訓令第七号で公布された。当用漢字表の制定に当たって、その審議の基礎となったものは昭和十七年六月の標準漢字表（国語審議会答申。国語施策沿革資料11に収録）であった。すなわち、昭和二十年十一月二十七日、国語審議会に「標準漢字表再検討に関する漢字主査委員会」が設けられ、標準漢字表の常用漢字（一一三四字）を基本に必要な加除を行うという形で審議が進められたのである。その結果、常用漢字一一三四字から八十八字を削り、二四九字を加え、総計一二九五字から成る新しい漢字表がまとめられた。これが、昭和二十一年四月二十七日の総会に提出された常用漢字表案であるが、漢字表としての字種の範囲（一般社会用としては字種が少なすぎ、義務教育用としては多すぎる）が問題となり、議決に至らなかった。そのため、常用漢字表案に各分野で必要な漢字を増補する方向で再検討され、最終的に一二九五字に五六四字を加え九字を削って、一八五〇字となった。このうち一三一字については、簡易字体が本体として採用された。これが当用漢字表である。この「当用」の意味については、「日常生活上さしあたって必要なもの」（文部大臣談）、「当座の用のもの」（当局談）などと説明されている。

本資料集所収の当用漢字表は、法令全書（昭和二十一年十一月号、昭和二十二年十月十五日発行）によったが、収録に当たって原本（B5判）を拡大（一二一％）した。なお、昭和二十一年十一月十六日の官報（号外）で発表された当用漢字表は、翌二十二年六月九日の官報で正誤が出ているが、法令全書ではこれに従って訂正したものを掲載している。更に補足すれば、正誤には挙げられていないが、昭和二十一年の官報では、「駅」の馬の四つ点が「一」に、また「齡」で令の下部が「マ」に近い形になっているが、これらも「駅」「齡」にそれぞれ訂正されている。

●内閣告示第三十二号

(官報十一月十六日)

現代國語を書きあらわすために、日常使用する漢字の範囲を、次の表のように定める。

昭和二十一年十一月十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

当用漢字表

まえがき

一、この表は、法令・公用文書・新聞・雑誌および一般社会で、使用する漢字の範囲を示したものである。

一、この表は、今日の國民生活の上で、漢字の制限があまり無理がなく行われることをめやすとして選んだものである。

一、固有名詞については、法規上その他に關係するところが大きいので、別に考へることとした。

一、簡易字体については、現在慣用されているものの中から採用し、これを本体として、参考のため原字をその下に掲げた。

一、字体と音訓との整理については、調査中である。

使用上の注意事項

イ、この表の漢字で書きあらわせな

カ、または、かな書きにする。

ハ、外國(中華民國を除く)の地名、人名は、かな書きにする。

ただし、「米國」「英米」等の用例は、従来の慣習に従つてもさしつかえない。

ニ、外來語は、かな書きにする。

ホ、動植物の名称は、かな書きにする。

ヘ、あて字は、かな書きにする。

ト、ふりがなは、原則として使わな

チ、専門用語については、この表を基準として、整理することが望ましい。

一部 一丁七丈三上下不且世丘丙

一部 中

一部 丸丹主

一部 久乏乘

一部 乙九乳乾乱(亂)

一部 了事

一部 二五五井亞

一部 亡交享京

一部 人仁今介仕他付代令以仰仲件任

一部 企伏伐休伯仲伺似但位低住佐

一部 何佛作佳使來例侍供依侮侯便

一部 係促峻俗保信修俳倭併(併)倉個

凶出

刀刃分切刈刊刑列初判別利到制

刷券刺刻則削前副割刺副割刺制

劑(劑)劍

力功加劣助努効効効勇勉動勤務

勝勞(勞)募勢動勸勵(勸)勸(勸)

勻包

匕部 化北

匕部 匠

匕部 匹匿区(區)

匕部 十千升牛半卑卓協南博

匕部 占

匕部 印危却卵卷卸卸

匕部 厘厚原

匕部 去參(參)

匕部 又及友反叔取受

匕部 口古句叫召可史右司各合吉同名

匕部 后吏吐向君吟否含呈吳吸吹告周

嫡孃

子孔子存孝季孤孫(學)

宅宇守安完宗官宙定宜客宜室宮

幸害宴家容宿寂寄密富寒察寢寢

實(實)寧審(寫)寬寮宝(寶)

寸寺封射將專尉尊尋對(對)導

寸部 少少

寸部 就

寸部 尺尼尾尿管屈屈(屈)屈屋展層履

寸部 屬(屬)

寸部 山岐岩岸峠峰島峽崇崩岳(嶽)

寸部 川州巡巢

寸部 工左巧巨差

寸部 己

寸部 市布帆希帝帥席帳帶常帽幅幕

寸部 幣

寸部 千平年幸幹

寸部 幻幼幽幾

1



